

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文
 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一） 第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき（第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。）は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これに関係請負人に周知させなければならない。</p> <p>一 有機溶剤等（有機則第一条第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）又は特別有機溶剤等（特化則第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。）を入れてある容器</p> <p>二 有機溶剤等又は特別有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤又は特別有機溶剤（特化則第二条第一項第三号の二の特別有機溶剤をいう。以下同じ。）の蒸気が発散するおそれのあるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一（第十六条、第十七条関係）</p>		<p>（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一） 第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき（第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。）は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これに関係請負人に周知させなければならない。</p> <p>一 有機溶剤等（有機則第一条第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）又はエチルベンゼン等（特化則第二条第一項第三号の二のエチルベンゼン等をいう。以下同じ。）を入れてある容器</p> <p>二 有機溶剤等又はエチルベンゼン等を入れてあつた空容器で有機溶剤又は令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物の蒸気が発散するおそれのあるもの</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一（第十六条、第十七条関係）</p>	
		<p>作業の区分 （略）</p> <p>資格を有する者 令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了し</p>	<p>名称 特定化学物質作業主任者</p>
<p>作業の区分 （略）</p> <p>資格を有する者 令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業 等作業主任者技能講習を修了し</p>	<p>名称 特定化学物質作業主任者</p>		

(略) 備考 (略)	令第六条第十八号の作 業のうち、特別有機溶 剤又は令別表第三第二 号37に掲げる物で特別 有機溶剤に係るものを 製造し、又は取り扱う 作業	有機溶剤作業主 任者技能講習を 修了した者	特定化学物質作業主 任者(特別有機溶剤 等関係)
	業者 者		

別表第二(第三十条関係)

物 (略)	一・二ジクロロプロパン ジメチル二・二ジクロロビニルホス フェイト(別名DDVP) 一・一ジメチルヒドラジン	(略) (略)	含有量(重量パーセ ント)
備考 (略)			

別表第二の二(三十四条の二関係)

物 (略)	含有量(重量パーセ ント)	〇・一パーセント未 満
メチルイソブチルケトン		

(略) 備考 (略)	令第六条第十八号の作 業のうち、令別表第三 第二号3の3若しくは 19の2に掲げる物又は 同号37に掲げる物で同 号3の3若しくは19の 2に係るものに掲げる 物を製造し、又は取り 扱う作業	有機溶剤作業主 任者技能講習を 修了した者	特定化学物質作業主 任者(エチルベンゼ ン等関係)
	業者 者		

別表第二(第三十条関係)

物 (略)	一・二ジクロロプロパン (新規) 一・一ジメチルヒドラジン	(略) (略)	含有量(重量パーセ ント)
備考 (略)			

別表第二の二(三十四条の二関係)

物 (略)	含有量(重量パーセ ント)	一パーセント未満
メチルイソブチルケトン		

(略)

(略)

改正案		現行	
<p>（定義等）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。</p> <p>イ 令別表第六の二第二十八号又は第三十八号に掲げる物</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。</p> <p>イ 令別表第六の二第一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号、第三十号、第三十四号、第三十五号、第三十七号、第三十九号から第四十二号まで又は第四十四号から第四十七号までに掲げる物</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表（第二十九条関係）</p> <p>有機溶剤等</p> <p>項目</p>		<p>（定義等）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。</p> <p>イ 令別表第六の二第十四号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十二号、第三十六号又は第三十八号に掲げる物</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>四 第二種有機溶剤等 有機溶剤等のうち次に掲げる物をいう。</p> <p>イ 令別表第六の二第一号から第十三号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第三十五号まで、第三十七号又は第三十九号から第四十七号までに掲げる物</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表（第二十九条関係）</p> <p>有機溶剤等</p> <p>項目</p>	
<p>（一）</p> <p>（略）</p>	<p>（一）</p> <p>（略）</p>	<p>（一）</p> <p>（略）</p>	<p>（一）</p> <p>（略）</p>
<p>（二）</p> <p>一 オルトージクロルベンゼン</p> <p>二 クレゾール</p> <p>三 クロルベンゼン</p>	<p>（二）</p> <p>一 血清グルタミックオキ</p> <p>二 サロアセチックトラン</p> <p>三 スアミナーゼ（GOT）</p>	<p>（二）</p> <p>一 オルトージクロルベンゼン</p> <p>二 クレゾール</p> <p>三 クロルベンゼン</p>	<p>（二）</p> <p>一 血清グルタミックオキ</p> <p>二 サロアセチックトラン</p> <p>三 スアミナーゼ（GOT）</p>

<p>(五) (八) (略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(三) (四) (略)</p>	<p>四 一・二―ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン) 前各号に掲げる有機溶剤の いずれかをその重量の五パー セントを超えて含有する物</p> <p>五 一、血清グルタミック ピルビククトランスア ミナーゼ (GPT) 及 び血清ガンマーグルタ ミルトランスペプチダ ーゼ (γ-GTP) の 検査 (以下「肝機能検 査」という。)</p>
<p>(七) (十) (略)</p>	<p>(六)</p> <p>一 テトラクロルエチレン (別 名パークロルエチレン) 二 トリクロルエチレン 三 前二号に掲げる有機溶剤の いずれかをその重量の五パー セントを超えて含有する物</p>	<p>(五)</p> <p>一 スチレン 二 前号に掲げる有機溶剤をそ の重量の五パーセントを超え て含有する物</p>	<p>(三) (四) (略)</p>	<p>四 クロロホルム</p> <p>五 四塩化炭素</p> <p>六 一・四―ジオキサン</p> <p>七 一・二―ジクロルエタン (別 名二塩化エチレン)</p> <p>八 一・二―ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)</p> <p>九 一・一・二・二―テトラク ロルエタン (別名四塩化アセ チレン)</p> <p>十 前各号に掲げる有機溶剤の いずれかをその重量の五パー セントを超えて含有する物</p> <p>一、血清グルタミック ピルビククトランスア ミナーゼ (GPT) 及 びガンマーグルタミル トランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査 (以下「肝機能検査」 という。)</p>
	<p>一 肝機能検査 二 尿中のトリクロル 酢酸又は総三塩化物 の量の検査</p>	<p>尿中のマンデル酸の量 の検査</p>		

様式第3号の2（第30条の3関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回数）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる有機溶剤業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「有機溶剤業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記載すること。
- 11 「腎機能検査」には、尿中の蛋白の有無の検査の結果を含むこと。
- 12 「代謝物の検査」の欄の有機溶剤の名称等は、別表2を参照して、それぞれ該当する全ての有機溶剤コード及び検査内容コードを記入すること。また、「代謝物の検査」の欄の分布は、別表2を参照して、該当者数を記入すること。
- 13 「有機溶剤業務名」及び「代謝物の検査」の欄について記入枠に記入しきれない場合については、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、記入しきれないコード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 14 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 15 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
- 16 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表1

コード	有機溶剤業務の内容
01	有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
02	染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
03	有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
04	有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
05	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
06	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
07	接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
08	有機溶剤等を用いて行う洗浄（コード12に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
09	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（コード12に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
10	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
11	有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
12	有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

別表2

有機溶剤コード	有機溶剤の名称	検査内容コード	検査内容	単位	分 布			
					1	2	3	
11	キシレン	1	尿中のメチル馬尿酸	g/l	0.5以下	0.5超	1.5以下	1.5超
30	N・N-ジメチルホルムアミド	1	尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l	10以下	10超	40以下	40超
(削る)								
(削る)								
35	1・1・1-トリクロロエタン	1	尿中のトリクロロ酢酸	mg/l	3以下	3超	10以下	10超
		2	尿中の総三塩化物	mg/l	10以下	10超	40以下	40超
(削る)								
37	トルエン	1	尿中の馬尿酸	g/l	1以下	1超	2.5以下	2.5超
39	ノルマルヘキサン	1	尿中の2・5-ヘキサジオン	mg/l	2以下	2超	5以下	5超

三 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義等）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19、19の4、19の5、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

三の二 特別有機溶剤 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物をいう。

三の三 特別有機溶剤等 特別有機溶剤並びに別表第一第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第三十三号の二及び第三十七号に掲げる物をいう。

四（略）

五 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質、特別有機溶剤等及びオーラミン等以外の物をいう。

六・七（略）

2・3（略）

（適用の除外）

（定義等）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19、19の3、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の三、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

三の二 エチルベンゼン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3及び19の2に掲げる物並びに別表第一第三号の三、第十九号の二及び第三十七号に掲げる物をいう。

（新設）

四（略）

五 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質、エチルベンゼン等及びオーラミン等以外の物をいう。

六・七（略）

2・3（略）

（適用の除外）

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

一 次に掲げる業務（以下「特別有機溶剤業務」という。）以外の特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務

イ クロロホルム等有機溶剤業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物及びこれらを含む製剤その他の物（以下「クロロホルム等」という。）に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。以下この号及び第三十九条第六項第二号において同じ。）において行う次に掲げる業務をいう。）

(1) クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

(2) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

(3) クロロホルム等を用いて行う印刷の業務

(4) クロロホルム等を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

(5) クロロホルム等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

(6) 接着のためにするクロロホルム等の塗布の業務

(7) 接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務

(8) クロロホルム等を用いて行う洗浄（12）に掲げる業務に該

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

一 エチルベンゼン塗装業務（エチルベンゼン等（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含む製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。以下この号において同じ。）において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）又は一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（エチルベンゼン等（令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含む製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。）以外のエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務

当する洗浄の業務を除く。)又は払拭の業務

(9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務(12に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)

(10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務

(11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務

(12) クロロホルム等を入れたことのあるタンク(令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

ロ エチルベンゼン塗装業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。以下同じ。)

ハ 一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(特別有機溶剤等(令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。)

二〇四 (略)

五 令別表第三第二号19の4に掲げる物又は別表第一第十九号の四に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務以外の業務

(ぼろ等の処理)

第十二条の二 事業者は、特定化学物質(クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十五条第二項及び第三項、第四十三条並びに第四十四条において同じ。)により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をし

二〇四 (略)

(新設)

(ぼろ等の処理)

第十二条の二 事業者は、特定化学物質(別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十五条第二項及び第三項、第四十二条第一項、第四十三条並びに第四十四条において同じ。)により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の

た不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。

(立入禁止措置)

第二十四条 (略)

一 第一類物質又は第二類物質(クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十七条から第三十八条の二までにおいて同じ。)を製造し、又は取り扱う作業場(臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。)

二 (略)

(容器等)

第二十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 (略)

二 特別有機溶剤又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤(第三十条の五及び別表第一第三十七号において単に「有機溶剤」という。)の蒸気を屋外に排出する設備

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2 (略)

措置を講じなければならない。

(立入禁止措置)

第二十四条 (略)

一 第一類物質又は第二類物質(別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十七条から第三十八条の二までにおいて同じ。)を製造し、又は取り扱う作業場(臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。)

二 (略)

(容器等)

第二十五条 (略)

2 3 4 (略)

5 事業者は、エチルベンゼン等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 (略)

二 令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び令別表第六の二に掲げる有機溶剤(第三十六条の五及び別表第一第三十七号において単に「有機溶剤」という。)の蒸気を屋外に排出する設備

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(エチルベンゼン塗装業務又は一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2 (略)

(特定化学物質作業主任者の職務)

第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わなければならない。

一～三 (略)

四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の人において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュアップ型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置(特定化学物質(特別有機溶剤等)を除く。)その他この省令に規定する物に係るものに限る。)は、次のとおりとする。

一～五 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、11の2、12、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2、32若しくは33の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げ

(特定化学物質作業主任者の職務)

第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わなければならない。

一～三 (略)

四 タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務又は一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百の業務に労働者が従事するときは、第三十八条の人において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュアップ型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置(特定化学物質(エチルベンゼン等)を除く。)その他この省令に規定する物に係るものに限る。)は、次のとおりとする。

一～五 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、12、13の2から15まで、19から19の3まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保

る物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、9から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状況に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、11の2、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2、24、27の2、29、30、31の2若しくは33の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(特定有機溶剤混合物に係る測定等)

第三十六条の五 特別有機溶剤又は有機溶剤を含有する製剤その他の物(特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量(これらの物を二以上含む場合にあつては、それらの含有量の合計。)が重量の五パーセント以下のもの及び有機則第一条第一項第二号に規定する有

存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、9から11まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状況に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、13の2から15まで、19から19の3まで、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(特定有機溶剤混合物に係る測定等)

第三十六条の五 令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物(令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混

機溶剤含有物を除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。

（揭示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11から12まで、13の2から15まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2、32若しくは33の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号まで、第十八号の2から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の五まで、第二十三号の2、第二十四号、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号若しくは第三十三号の2に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四 （略）

（特別有機溶剤等に係る措置）

第三十八条の八 事業者が特別有機溶剤業務に労働者に従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる有機則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるもの

合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。

（揭示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11、12、13の2から15まで、19から19の3まで、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十三号の2から第十五号まで、第十九号から第十九号の三まで、第二十一号、第二十三号の2、第二十四号、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四 （略）

（エチルベンゼン等に係る措置）

第三十八条の八 事業者がエチルベンゼン塗装業務又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者に従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、有機則第一条第一項第一号中「労働安全衛生法施行令（以下一

とする。	<p>第一条第一項 第一号</p> <p>労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）</p>	<p>労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで若しくは33の2に掲げる物（以下「特別有機溶剤」という。）又は令</p>
<p>第一条第一項 第二号</p>	<p>五パーセントを超えて含有するもの</p>	<p>五パーセントを超えて含有するもの（特別有機溶剤を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、特別有機溶剤のいずれか一つを重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）</p>
<p>第一条第一項 第三号イ</p>	<p>令別表第六の二</p>	<p>令別表第三第二号11の2、18の2、18の4、22の3若しくは22の5に掲げる物又は令別表第六の二</p>
<p>第一条第一項 第三号ハ</p>	<p>又は 五パーセントを超えて含有するもの</p>	<p>若しくは 五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号11の2、18の2、18の4、22の3又は22の5に掲げる物を含む混合物にあつては、イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、同号11の2、18の2、18の4、</p>

「令」という。）とあるのは「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物又は令」と、同項第二号中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物を重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、同項第四号イ中「令別表第六の二」とあるのは「令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物又は令別表第六の二」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同号ハ中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物を含有する混合物にあつては、イに掲げる物又は前号イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物を重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、第三十三條第一項中「有機ガス用防毒マスク」とあるのは「有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。）」と読み替えるものとする。

<p>第三十三条第一項</p>	<p>第一条第一項 第四号ハ</p>	<p>第一条第一項 第四号イ</p>	
<p>有機ガス用防毒マスク</p>	<p>五パーセントを超えて含有するもの</p>	<p>又は</p>	<p>令別表第六の二</p>
<p>有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあっては、全面形のものに限る。）</p>	<p>五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3、18の3、19の2、19の3、22の2、22の4又は33の2に掲げる物のいずれか一つを重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）</p>	<p>若しくは</p>	<p>令別表第三第二号3の3、18の3、19の2、19の3、22の2、22の4若しくは33の2に掲げる物又は令別表第六の二</p>

（健康診断の実施）

（健康診断の実施）

第三十九条 (略)

2 4 (略)

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八條の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務(別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。)

6 令第二十二條第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第二条の二第一号に掲げる業務(ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務を除く。)

三 第三十八條の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

(緊急診断)

第四十二條 事業者は、特定化学物質(別表第一第三十七号に掲げる物を除く。以下この項において同じ。)が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

2 前項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

3 (略)

第三十九条 (略)

2 4 (略)

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八條の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務(別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。)

(新設)

(緊急診断)

第四十二條 事業者は、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

2 前項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者がエチルベンゼン等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

3 (略)

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一〇十一（略）

十一の二 クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロホルムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十二〇十八（略）

十八の二 四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十八の三 一・四―ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四―ジオキサンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十八の四 一・二―ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九・十九の二（略）

十九の三 ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の四 ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の五（略）

二十〇二十二（略）

二十二の二 スチレンを含有する製剤その他の物。ただし、スチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の三 一・一・二・二―テトラクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一・二・二―テトラクロロエタン

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一〇十一（略）

（新設）

十二〇十八（略）

（新設）

（新設）

（新設）

十九・十九の二（略）

（新設）

（新設）

十九の三（略）

二十〇二十二（略）

（新設）

（新設）

の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の四 テトラクロロエチレンを含有する製剤その他の物。
ただし、テトラクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の五 トリクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三～三十三 (略)

三十三の二 メチルイソブチルケトン含有する製剤その他の物。ただし、メチルイソブチルケトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十四～三十六 (略)

三十七 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで又は第三十三号の二に掲げる物

ロ エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤の含有量（これらの物が二以上含まれる場合には、それらの含有量の合計。）が重量の五パーセント以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 有機則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物（イに掲げるものを除く。）

(新設)

(新設)

二十三～三十三 (略)

(新設)

三十四～三十六 (略)

三十七 エチルベンゼン又は一・二―ジクロロプロパン及び有機溶剤含有する製剤その他の物。ただし、第三号の三又は第九号の二に掲げる物並びにエチルベンゼン又は一・二―ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
(一) (七) (略)	六月	<p>(六) 次(一)の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 クロロホルム</p> <p>二 四塩化炭素</p> <p>三 ジオキサン</p> <p>四 ジクロロエタン</p> <p>五 一・一・二・二・テトラクロロエタン</p> <p>六 前各号に掲げる物のその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p> <p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 クロロホルム、四塩化炭素、一・一・二・二・ジオキサン、一・二・二・二・テトラクロロエタン又は一・一・二・二・二・二・テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋白の有無の検査</p> <p>六 血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査</p>

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
(一) (七) (略)		<p>(新設)</p>

(九) |
(二六) |
(略)

(二七)

ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

六月

一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭痛、頭重、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭痛、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

四 集中力の低下、頭痛、頭重、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭痛、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

五 血清総ビリルビン、血清グルタミンアミナーゼ(GOT)、血清グルタミ

(六) |
(三五) |
(略)

(新設)

	(三) ジメチル二 ・ニージクロ ロビニルホス フェイト(こ れをその重量 の一パーセン トを超えて含 有する製剤そ の他の物を含 む。)を製造 し、又は取り 扱う業務
<p>ツクピルビツクトランスアミナーゼ (GPT)、血清ガンマーグルタミ ルトランスペプチダーゼ(γ-GT P)及びアルカリホスファターゼの 検査</p> <p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常 時従事する労働者に対して行う健康 診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務 に常時従事する労働者に対して行う 健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 ジメチル二・ニージクロビニ ルホスフェイトによる皮膚炎、縮瞳 、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋 線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚 症状又は自覚症状の既往歴の有無の 検査(皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性 の疾患に係る症状にあつては、当該 業務に常時従事する労働者に対して 行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過 多、めまい、筋線維束れん縮、悪心 、下痢等の他覚症状又は自覚症状の 有無の検査(皮膚炎、縮瞳、流涙等 の急性の疾患に係る症状にあつては 、当該業務に常時従事する労働者に 対して行う健康診断におけるものに 限る。)</p> <p>五 血清コリンエステラーゼ活性値の</p>	六月
(新設)	

	(三九〇) (三九一) (略)		(三三三) 次物を製造し、又は取り扱う業務 一 テトラクロロエチレン 二 トリクロロエチレン 三 前各号に掲げる物の重量のパーセントを超えて
測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)		六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 スチレンによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査及びマシゲル酸の量の測定	六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定
	(三六〇) (三六一) (略)		(新設)

十九) 次(一)の物を製造し、又は取り扱う業務 二十) 作業条件の調査 医師が必要と認める場合は、神経	(一) (一) (略)	業務 項目	別表第四(第三十九条関係)	(四十六) (四十九) (略)	(四十五) (略)	(三十四) (四十四) (略)	含有する製剤その他の物	六) 血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査
							一) 業務の経歴の調査 二) 作業条件の簡易な調査 三) メチルイソブチルケトンによる頭痛、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四) 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五) 尿中の蛋白の有無の検査	

(新設)	(一) (一) (略)	業務 項目	別表第四	(四十六) (四十九) (略)	(新設)	(三十九) (三十九) (略)	

<p>(二七) ジクロロメタン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業</p>	<p>(二五) (二六) (略)</p>	<p>(一) クロロホルム (二) 四塩化炭素 (三) 一・四―ジオキサン (四) 一・二―ジクロロエタン (五) スチレン (六) 一・一・二・二―テトラクロロエタン (七) テトラクロロエチレン (八) トリクロロエチレン (九) メチルイソブチルケトン (十) 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>
<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19―9等の腫瘍マーカーの検査、血液</p>	<p>(二五) (二六) (略)</p>	<p>学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(二五) (二六) (略)</p>	

務	<p>(三六)</p> <p>ジメチル―ニ・ニ―ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 白血球数及び白血球分画の検査</p> <p>五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>	<p>(三九)</p> <p>(四一)</p> <p>(略)</p>

別表第五(第三十九条関係)

一〇七の二 (略)

七の三 ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く

	<p>(新設)</p>
	<p>(三六)</p> <p>(四一)</p> <p>(略)</p>

別表第五(第三十九条関係)

一〇七の二 (略)

(新設)

。

七の四 ジメチル―ニ―ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル―ニ―ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。

七の五 〓十五 (略)

(新設)

七の三 〓十五 (略)

+

様式第3号（第41条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健康診断を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健康年月日は報告日に最も近い健康年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健康年月日現在の人数を記入すること。なお、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に入れて記しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健康年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	209	オルトフタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	234	⁵⁵ 沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシシ及び砒化ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	215	削除	239	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	216	シアン化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1-ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	217	シアン化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名PCB）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサソ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノソルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロプロピルホスフェイト（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	228	⁶⁰ 弗化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンジイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ペータープロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務		

四 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>業務 有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤等及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等</p>	<p>設備又は装置 蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒</p>	<p>第十八条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。</p> <p>2 （略） 二〇三（略）</p>	<p>（有害物についての容器の使用等） 第十五条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>一 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物をいう。以下同じ。）</p> <p>2 （略） 二〇三（略）</p>
<p>業務 有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）</p>	<p>設備又は装置 蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒</p>	<p>第十八条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。</p> <p>2 （略） 二〇三（略）</p>	<p>（有害物についての容器の使用等） 第十五条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>一 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。以下同じ。）</p> <p>2 （略） 二〇三（略）</p>

をいう。以下同じ。)を取り扱う業務(吹付けの業務を除く。)

(略)

別表第一

機械、器具又は原料 その他の物品 (略)	事項 (略)
有機溶剤等 (略)	一〜四 (略) 五 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良好場所に移し、速やかに医師に連絡すること。 ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。 六 (略)

(略)

別表第一

機械、器具又は原料 その他の物品 (略)	事項 (略)
有機溶剤等 (略)	一〜四 (略) 五 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良好場所に移し、速やかに医師に連絡すること。 ロ 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温を図ること。 ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、口中の異物を取り除くこと。 ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合には、速やかに人工呼吸を行うこと。 六 (略)

改正案	現行
<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十七 （略）</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンジイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニツケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータプロピオラクトン、ペンタクロロフェノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務にあつては(2)に限る。）</p> <p>(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた</p>	<p>（危険有害業務の就業制限の範囲等）</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十七 （略）</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンジイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニツケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータプロピオラクトン、ペンタクロロフェノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務</p> <p>(1) 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二條第一項、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた</p>

め製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ (略)

ハ エチレンジグリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)、エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)、エチレンジグリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)、キシレン、N・N―ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所次に掲げる業務

(1)・(2) (略)

十九ノ二十四 (略)

2 (略)

め製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ (略)

ハ エチレンジグリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)、エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)、エチレンジグリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)、キシレン、N・N―ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所次に掲げる業務

(1)・(2) (略)

十九ノ二十四 (略)

2 (略)